

平成24年9月13日
航空局安全部空港安全・保安対策課
航空保安対策室

空港の国際線保安検査における接触検査の実施について

1. 平成21年12月に発生した米国航空機爆破テロ未遂事件において、金属探知器による保安検査では検知できない化学物質が爆薬として使用されたことから、非金属の化学物質等を利用した爆発物等の機内持込を阻止することの重要性が世界的に認識されました。
2. 我が国においても、このような爆発物等によるハイジャック・航空機テロ等の不法な行為を未然に防止するため、諸外国での保安検査の運用状況の調査を行い、保安検査場での滞留等により旅客の皆さまに不便をかけることがないように留意しつつ、適切な保安検査のあり方についての検討を行ってまいりました。
3. かかる検討を踏まえ、本年10月1日（月曜日）より、航空機を利用する皆様が安心して航空機へお乗り頂けるよう搭乗前の保安検査の強化の一環として、国際線の保安検査場において、無作為に選択された一定割合の旅客に対して接触検査を実施することと致しましたので、お知らせします。
なお、保安検査の実施にあたっては、保安検査員が手袋を着用の上、原則同性の保安検査員が実施する（男性検査員が女性を検査することはありません。）など、十分な配慮を行います。
4. 国際的には、国際民間航空機関（ICAO）において、非金属の爆発物等を検知する保安検査の一つの方法として接触検査を行うようマニュアルを定め、各国において航空機テロ等の脅威に対して抑止力の向上が図られており、我が国においても導入を図ろうとするものです。

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課航空保安対策室

小林、松本（内線48-162, 48-170）

（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8727（FAX）03-5253-1663